

入 札 公 告

令和7年11月5日

自動販売機設置場所貸付けに係る一般競争入札（令和7年度実施分）に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第2項、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号。以下「規則」という。）第3条第4項及び広島市水道局契約規程（昭和39年水道局規程第8号。以下「規程」という。）第5条第4項の規定に基づき、次のとおり公告します。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条第1項の規定に基づき一般競争入札により自動販売機設置に係る市有財産貸付契約を締結するので、令第167条の6第1項、規則第4条及び規程第6条の規定により、次のとおり公告します。

広 島 市 長 松 井 一 實
広島市水道事業管理者 梶 原 茂

第1 自動販売機設置場所貸付けに係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等

1 資格審査申請（入札参加資格の審査申請）の対象となる契約等

(1) 契約

自動販売機設置に係る市有財産貸付け

(2) 対象者

自動販売機設置場所貸付けに係る一般競争入札への参加を希望する者

2 入札参加資格（入札に参加しようとする者に必要な資格）

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市長又は広島市水道事業管理者との契約に関し、次のいずれかに該当すると認められた後3年（広島市長又は広島市水道事業管理者が3年の範囲内で別に期間を定めた場合にあっては、その期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

キ この号（このキを除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (3) 資格審査申請のときにおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税をいずれも滞納していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者でないこと。
- (6) 広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（市民局市民安全推進課策定。平成24年4月1日施行）に定める暴力団密接関係者として広島県警察本部が認定した者でないこと。

3 入札参加資格審査申請書の交付方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「土地」→「市有地の売却・貸付情報」→「05 【一般競争入札】自動販売機設置場所貸付け」からダウンロードすることができる。

4 資格審査申請の受付期間等

申請者は、5の(2)に掲げる入札参加資格審査申請書等（以下「申請書等」という。）を、令和7年11月19日（水）から同年12月2日（火）までの、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に定められた休日を除く毎日の午前9時から午後5時までの間に下記5(3)の提出先へ持参すること。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

申請者は、申請書等を広島市財政局管財課（下記5(3)の提出先参照）へ持参すること。

(2) 申請書等の提出書類

- ア 「入札参加資格審査申請書」
- イ 「使用印鑑届」
- ウ 「委任状」（入札契約権限を代理人に委任する場合）
- エ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合）
- オ 役員名簿（法人が申請する場合）
- カ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）
- キ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）

(3) 申請書等の提出書類の提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎9階

広島市財政局管財課

(4) 補正について

申請者は、申請書等の提出書類を広島市に提出した後において補正を求められた場合には、指定された期限内に補正を行うこと。申請者が当該期限内に補正を行わなかった場合には、当該申請に係る資格認定は行わない。

6 申請書等の提出書類において用いる言語等

申請書等については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

7 入札参加資格の決定及び審査基準

入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、入札参加資格の有無を認定した上で決定する。

8 資格審査結果の通知

上記7の入札参加資格の審査結果は、文書（郵送）により通知する。

9 入札参加資格の有効期間

本資格申請に係る入札参加資格の有効期間は、令和8年3月31日までとする。

なお、上記2のいずれかの入札参加資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により入札参加資格の辞退の申し出があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

10 その他

入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに広島市財政局管財課にその変更を届け出ること。

第2 自動販売機設置場所貸付契約に係る一般競争入札

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る市有財産貸付け

(2) 貸付けの内容等

入札説明書、契約約款及び物件別仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和13年3月31日まで

・物件番号：企総－14は契約締結の日から令和9年3月31日まで

・物件番号：消施－19及び消施－20は契約締結の日から令和10年3月31日まで

(4) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

・物件番号：企総－14は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（1年間）

・物件番号：消施－19及び消施－20は令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年間）

※すべての物件について、更新は行わない。

(5) 貸付場所

広島市役所本庁舎ほか。貸付物件一覧表及び物件別仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を入札書に記載すること。

(7) 入札区分

本件は紙入札とする。所定の入札書を持参し、入札すること。

(8) 予定価格

予定価格は公表しない。

2 入札参加資格

- (1) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有している者
- (2) 入札公告の日から開札日までの間に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱及び広島市水道局競争入札参加者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) あらかじめ第1の入札参加資格審査申請をして、審査の結果資格が有ると認められた者
- (4) その他は、入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「事業者向け情報」→「都市整備」→「土地」→「市有地の売却・貸付情報」→「05 【一般競争入札】自動販売機設置場所貸付け」からダウンロードすることができる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ（前記3に記載のとおり。以下同じ。）からダウンロードできる。

(2) 入札説明書等の交付方法

広島市のホームページからダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和8年1月22日（木）までの広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局管財課

電話 082-504-2079（直通）

(3) 契約条項、入札説明書に関する問合せ先

前記(2)イに同じ。

(4) 物件別仕様書に関する問合せ先

貸付物件一覧表の各施設所管課

(5) 入札書の提出方法

入札日時に持参により提出すること。

(6) 入札回数

入札回数は、2回を限度とする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 貸付物件一覧表による。

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目4番15号

広島市役所北庁舎別館4階会議室

(8) 開札

ア 入札後、即時開札する。

イ 開札の結果、規則第15条及び第16条並びに規程第16条及び第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

(1) 提出先

前記4(2)イに同じ。

(2) 提出部数

提出部数は、1部とする。

なお、提出した資格確認申請書等は、返却しない。

(3) 提出期間

令和8年1月23日（金）から同月29日（木）までの広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2の入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、広島市のホームページにより公表する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ その他規則第8条各号及び規程第10条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第31条及び規程第34条に該当する場合は、免除する。

詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。